



安全衛生通信

【令和7年9月号】

北海道労働局

9月は「職場の健康診断実施強化月間」です。本月間を契機とした**健康診断の適切な実施**、下記を参考に異常所見者に対する**医師からの意見聴取及び事後措置**の徹底をお願いします。



医師等からの意見聴取→個人票に記載

就業区分		就業上の措置
区分	内容	
通常勤務	通常の勤務でよいもの	—
就業制限	勤務に制限を加える必要のあるもの	勤務による負荷を軽減するため、労働時間の短縮、出張の制限、時間外労働の制限、作業の転換等の措置を講じる。
要休業	勤務を休む必要があるもの	療養のため、休暇、休職等により一定期間勤務させない措置を講じる。

健康診断実施後の措置

- 医師等からの意見を勘案し、その必要があると認めるときは、当該労働者の実情を考慮して、就業場所の変更、作業の転換等の措置を講ずる。
- 作業環境測定の実施、施設又は設備の設置又は整備
- 医師等の意見の衛生委員会等への報告等

今年も10月1日～7日まで**全国労働衛生週間**が実施されます。（**9月は準備期間**）なお、本週間の実施要綱等は右の二次元コードによりダウンロードできます。



粉じん障害防止総合対策推進強化月間

「第10次粉じん障害防止総合対策」の実施事項である「粉じん障害防止総合対策推進強化月間」を本年9月も実施いたします。

本月間を契機に下記を含めた粉じん障害防止対策に取り組みましょう。

👉 呼吸用保護具の適正な選択及び使用の徹底

労働衛生に関する知識、経験等を有する者から**粉じん保護具着用管理責任者**を選任して、呼吸用保護具の適正な選択及び使用、保守管理を行わせてください。

国家検定合格品ラベルの見方



- ・取替え式・使い捨て式
- 1 80.0%以上
- 2 95.0%以上
- 3 99.9%以上

- ・電動ファン式
- 1 95.0%以上
- 2 99.0%以上
- 3 99.97%以上



労働基準局広報キャラクター
「たしかめん」

粉じん作業に関する掲示について

令和5年4月1日の安全衛生法令の改正により、**粉じん作業に関する注意事項**を新たに掲示することが義務化されました。

1 粉じん作業の掲示内容

- ① 粉じん作業場である旨
- ② 粉じん作業により生ずるおそれのある**疾病の種類**及び**その症状**
- ③ 粉じん等の**取扱い上の注意事項**
- ④ 特定の場合※においては、**有効な呼吸用保護具を使用すべき旨**および**使用すべき呼吸用保護具**

※ 特定の場合については裏面参照

2 掲示方法

粉じん作業に従事する全ての者にとって見やすい場所に掲示する方法であれば、掲示板による掲示のほか、デジタルサイネージ（電子看板）等を使用する方法があります。



労働基準局広報キャラクター
「たしかめたん」

第10次粉じん障害防止総合対策及び粉じん障害防止総合対策推進強化月間のリーフレット等は右のコード又は下記のURLによりダウンロードできます。

https://jsite.mhlw.go.jp/hokkaido-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/anzen_eisei/roudou-eisei/_119861_00015.html



※ 特定の場合とは？

- イ 特定粉じん作業について、当該作業が①臨時である場合、②期間が短い場合、③時間が短い場合のいずれかであって有効な呼吸用保護具を使用させることで局所排気装置等を設置する義務が適用されない場合
- 特定粉じん作業以外の粉じん作業について、当該作業が①臨時である場合、②期間が短い場合、③時間が短い場合のいずれかであって、有効な呼吸用保護具を使用させることで全体換気装置等を設置する義務が適用されない場合
- ハ 特定粉じん作業を行うとき、①研削といしが使用前直径300m未満の場合、②破碎機又は粉碎機の最大能力が毎時20kg未満の場合、③ふるい分け機のふるい面積が700cm²未満の場合、④混合機の内容積が80ℓ未満の場合のいずれかであって、有効な呼吸用保護具を使用させ、全体換気装置等を稼働することで局所排気装置等を設置する義務が適用されない場合
- 二 特定粉じん作業を行う場合において作業場の構造、作業の性質等により局所排気装置等を設置が著しく困難であると所轄労働基準監督署長の認定を受け、局所排気装置等を設置する義務が適用されない場合
- 木 粉じんが飛散しない方法により行うべき月1回の清掃について、粉じんが飛散しない方法により清掃を行うことが困難であるため、有効な呼吸用保護具を使用させてその他の方法で清掃する場合
- ヘ 第三管理区分と区分された場所で作業（粉じん作業以外の作業を含む）を行う場合
- ト 第三管理区分に区分された場所が第三管理区分から改善できない場合（作業環境管理専門家が改善困難と判断した場合を含む）
- チ 呼吸用保護具を使用すべき粉じん作業を行う場合（粉じん則第27条第1項に規定する作業を行う場合）
- リ 坑内作業であって、坑内の粉じん濃度測定結果に応じた電動ファン付き呼吸用保護具を使用すべき粉じん作業を行う場合（粉じん則第27条第3項に規定する作業を行う場合）

この情報の詳細については、管轄の労働基準監督署までお問い合わせください。